

## 第59号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年3月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和34年足立区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の7.25」を「100分の7.14」に改める。

第15条の8中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.24」を「100分の2.29」に、「100分の55」を「100分の54」に改め、同条第2号中「1万2,300円」を「1万2,900円」に、「100分の45」を「100分の46」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.69」を「100分の1.98」に、「100分の50」を「100分の53」に改め、同条第2号中「100分の50」を「100分の47」に改める。

第16条の5中「16万円」を「17万円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号イ中「8,610円」を「9,030円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同号イ中「6,150円」を「6,450円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同号イ中「2,460円」を「2,580円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第 15 条の 4、第 15 条の 8、第 15 条の 12、第 16 条の 4、第 16 条の 5 及び第 19 条の 2 の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。